

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和五年四月七日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会

会長 松村徳夫

一 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸埼から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

二 操業の制限

令和五年五月十五日から同年六月二十日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月七日から令和六年三月三十一日までとする。